

安房健康福祉センターだより

第 36 号
平成27年2月発行

(安房保健所)

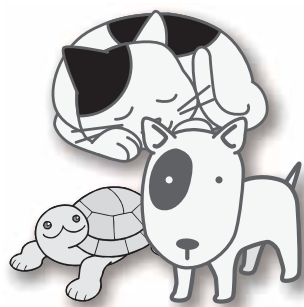
安房健康福祉センター 〒294-0045 館山市北条1093-1 TEL 0470-22-4511

鴨川地域保健センター 〒296-0001 鴨川市横渚1457-1 TEL 04-7092-4511

(ホームページアドレス) <http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-awa/>

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例が制定されました

(施行日 平成27年4月1日)



千葉県では、県民の動物愛護の精神を醸成し、動物の適正な管理の普及を推進することにより、人と動物が共生し、殺処分のない社会の実現を図るため、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例を公布しました。(従前の千葉県犬取締条例は、本条例に引き継がれ廃止となります。)

本条例により、①県の推進する施策(動物愛護普及啓発、殺処分をなくすための取組など)、②県民、飼い主の責務、③動物の適正な取扱いについて規定されました。

本条例の ポイント

特に以下のポイントにつきまして、皆様の御理解と 順守をお願いします。

○動物の適正な取扱いに関する規定

- 動物を飼おうとする者は、動物の習性や周辺的环境に配慮し、終生飼えるかどうか慎重に判断することが定められました。
- 犬の放し飼いの禁止などの犬の安全な飼養義務に加えて、犬の散歩時にふんを持ち帰るための容器を携行し、適正に回収することが追加されました。
- 飼い猫の健康・安全及び周囲の生活環境を保持する目的で、猫は屋内で飼うように努力義務が規定されました。

○飼い主等への規制

- 犬と猫を合計して10頭以上飼う場合は、保健所へ届け出ることが規定されました。(10頭以上になったときから30日以内に届け出ること。91日齢未満の犬猫を除く。)
- 飼い犬が人をかんだときの飼い主の義務として、保健所への届出(こう傷届)に加え、飼い犬が狂犬病にかかっていないか獣医師の検診を受けさせることが規定されました。

<問合せ先：健康生活支援課>

犬・猫を捨てることや虐待することは犯罪です

当所に捨て猫の苦情相談が多く寄せられています。また、現在では野良犬（人に飼われたことが無い犬）はほとんどいません。当所に保護される犬の大半が、捨て犬らしき犬達です。捨てられた付近の住民は困惑し、捨てた犯人に憤りを感じています。

「誰かが拾ってくれるかも..」と捨ててしまうと、その周辺に大迷惑を起こします。絶対に犬や猫を捨てないでください。

「動物の愛護及び管理に関する法律」の平成25年9月の改正にて罰則が強化されました

- 愛護動物を捨てた場合 → 100万円以下の罰金
- 愛護動物を殺傷（虐待）した場合 → 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

<問合せ先：健康生活支援課>

平成27年1月1日より

難病の方への新たな医療費助成制度が始まりました

◆指定難病医療費助成制度について

○医療費助成制度の対象疾病を大幅に拡大

- ・平成27年1月1日より対象の疾病(指定難病)が110疾病に拡大されました。
- ・新たな医療費助成制度の対象となるのは、指定難病で、①病状の程度が一定以上の方、もしくは②高額な医療を継続することが必要な方となります。
- ・医療費助成対象疾病（指定難病）に関する情報については、難病情報センターや厚生労働省、千葉県のホームページをご覧ください。安房健康福祉センターもしくは鴨川地域保健センターにお問い合わせください。

<問合せ先：健康生活支援課>

危険ドラッグは「持たない！買わない！使わない！」

「危険ドラッグ」による深刻な健康被害や第三者を巻き込んだ事件、交通死亡事故が各地で発生しています。

これらの製品は「合法ハーブ」、「お香」、「バスソルト」等と称して販売されていますが、中には麻薬等の違法な物質が入っていることもあり、使用すると意識障害、呼吸困難等、有害な作用を起こすことがあります。また、製品によって成分や含有量はまちまちのため、体にどのような悪影響が出るかわかりません！

薬物乱用についての相談は

- ・千葉県薬務課 TEL 043-223-2620
- ・千葉県警ヤング・テレホン TEL 0120-783-497
- ・千葉県精神保健福祉センター TEL 043-263-3893
- ・最寄りの警察署、健康福祉センター（保健所）



<問合せ先：総務企画課>

DV 相談 ～ひとりで悩まないで～

配偶者や恋人など、親密な関係にある人からふるわれる暴力をドメスティック・バイオレンス (DV) といいます。

これは犯罪行為を含む重大な人権侵害です。

また、子どもに親の間に起こる暴力をみせることや聞かせることは「児童虐待」になります。

DV にはさまざまな形態があります

○身体的暴力

・なぐる、ける、つねる、物をなげつける、刃物でおどす など

○精神的暴力

- ・何をいっても無視する、大声でどなる
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う
- ・実家や友人と付き合うことを制限する、電話や手帳をチェックする
- ・人の前でバカにする、命令するような口調でものを言う
- ・生活費を渡さない、外で働くのを妨害する、行動を監視する
- ・子どもに危害を加えるといっておどす など



○性的暴力

- ・性行為を強要する、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる
- ・中絶を強要する など

「自分が悪いからしかたない」と思っていないですか？

たとえ配偶者であっても暴力は決して許されません。ひとりで悩まないで相談してください。

相談窓口

安房健康福祉センター DV 相談

- ・電話相談 月曜日～金曜日 (9:00～17:00) **0470-22-6377**
- ・面接相談 原則として月曜日 (9:00～17:00) ※ 来所の前にお電話ください

女性サポートセンター

24時間365日対応 **043-206-8002**

<問合せ先：地域保健福祉課>

献血にご協力をお願いします

冬場は風邪等で体調をくずす方が多く、献血者が減少してしまいがちです。安全な血液を安定的に確保するために、献血へのご協力をお願いします。

なお、管内の献血会場は、当センターホームページに毎月掲載しています。



<問合せ先：総務企画課>

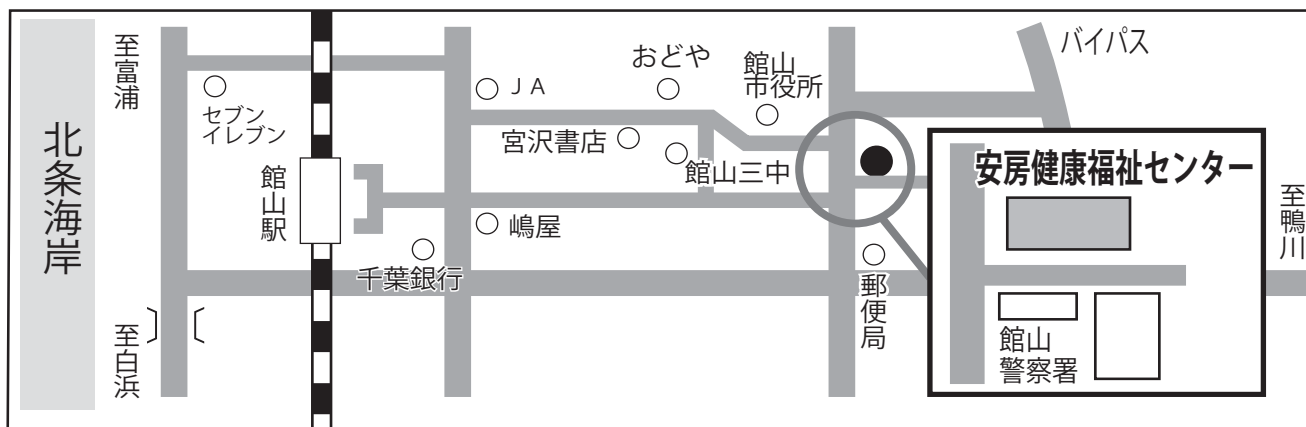
平成 27 年度 健康相談等業務日程表

事業名	安房健康福祉センター（安房保健所）		鴨川地域保健センター	
	実施日	受付時間	実施日	受付時間
精神保健福祉相談（予約制）	予約制	予約制	予約制	予約制
思春期相談（予約制）	予約制	予約制	予約制	予約制
断酒学級	毎月第2月曜日 祝日の場合は第3月曜日	14:00～16:00	左記のとおり 安房健康福祉センター （安房保健所）で対応	
福祉相談 ・児童に関する相談 ・障害者の差別に関する相談	月曜日～金曜日	9:00～17:00		
DV相談 ・電話相談 ・面接相談（予約制）	月曜日～金曜日 月曜日	9:00～17:00 9:00～17:00		
エイズ相談（電話相談は随時）	毎月第1・第3月曜日	10:00～11:00		
エイズ抗体検査（予約制）	毎月第1・第3月曜日	10:00～11:00		
B型・C型肝炎ウイルス検査 （予約制）	毎月第1・第3月曜日	10:00～11:00		
腸内細菌検査	毎週火曜日 （休日及び休前日は実施しません）	9:00～11:00		

※ただし、祝日・年末年始 閉庁時を除く

〈問合せ先：総務企画課〉

安房健康福祉センター案内図



鴨川地域保健センター案内図

